

2026年度（令和8年度）

福山市市民活動スタートアップ事業補助金

始業期支援コース 補助金申請要項



申請期間

2026年（令和8年）4月6日（月）～5月8日（金）

問合せ・申請先

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1051

FAX (084) 928-1229

E-mail machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

目次

補助制度の目的	1
1 対象となる団体	1
2 補助金の額	1
3 対象となる事業	1
4 対象とならない事業	2
5 対象経費	2
6 対象経費とならないもの	2
7 収入科目について	3
8 補助金の交付基準	3
申請から補助金交付決定まで	4
1 交付申請書の提出	4
2 事業概要の聞き取り	5
3 申請内容の審査	5
4 補助金交付団体の決定	5
事業実施から事業報告まで	6
1 事業実施期間	6
2 補助金の交付時期（前金払いの場合を除く）	6
3 支払相手方登録	6
4 請求書（補助金の前金払いを必要とする場合）	6
5 事業計画等の変更	6
6 補助金交付決定の取消と返還	6
7 事業の実施状況調査	6
8 事業の報告・公表	6
9 個人情報等の取扱いについて	7
10 広報活動について	7
福山市市民活動スタートアップ事業補助金 始業期支援コース 補助金交付スケジュール	8

補助制度の目的

市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、福山市協働のまちづくり基金を活用し、市民活動団体が始業期における活動を円滑に実施できるよう支援することで、市民活動団体が企画・実施する公益的な社会貢献活動を促進することを目的とします。

1 対象となる団体

申請できる団体は、次の項目のすべてに該当する団体です。

- (1) 福山市内に活動拠点を有し、団体の設立が2023年（令和5年）4月1日以降の団体
- (2) 福山市まちづくりサポートセンターに登録している団体（※）
- (3) 次のいずれかに該当する者が5人以上入会しており、かつ該当する者の合計が団体の構成員の総数の過半数である団体
 - ア 福山市内に住所を有する者
 - イ 福山市内に通勤、通学する者
- (4) 当該事業について、福山市と協働により取り組むことができる団体

※ 福山市まちづくりサポートセンターへの登録（無料）

登録には、申込書等の提出が必要となります。（登録まで1週間程度かかります。）

詳しくは、福山市まちづくりサポートセンターへお問合せください。

【お問合せ先】

福山市まちづくりサポートセンター

〒720-0056 福山市本町1番35号 福山市市民参画センター2階

電話：084-923-9006

■スタッフ対応：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）9時00分～17時15分

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において各年度1団体1事業とし、補助対象経費の総額から、当該事業に係る事業収入（※）を除いた額に、補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）以内で、上限を10万円とします。

補助率は、次の表のとおりです。

区分	補助率
2025年4月1日以降に設立した団体	10分の10
2023年4月1日から2025年3月31日までに設立した団体	10分の8

※ 事業収入とは、参加費、売払収入等のことです。

3 対象となる事業

対象となる事業は、次の項目のいずれかに該当する事業です。

- (1) 地域課題の解決に取り組む事業
- (2) 地域活性化に取り組む事業
- (3) 地域の魅力創出、魅力発信に取り組む事業
- (4) 教育、福祉、環境、安心・安全の向上に取り組む事業

4 対象とならない事業

- (1) 施設等の整備を主な目的とする事業
- (2) 営利を目的とする事業（※）
- (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (4) 他の規定による補助対象事業。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

※ 「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し収益を配分したり財産を還元したりすることを目的としないことです。

5 対象経費

事業に要する直接経費とします。次の費目を参照して分類してください。

費 目	内 容
報 償 費	講師、出演者等への謝礼 1 申請につき限度額 5 万円
消 耗 品 費	文具、その他の物品等で 1 件が 2 万円未満のもの
印 刷 費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通 信 費	切手、はがき等郵便料
借 上 料	会場借上料、器具借上料、各種機材レンタル料等
委 託 料	音響（P A）業務委託、ごみ処理委託等
保 険 料	傷害保険料等
手 数 料	振込手数料、クリーニング代等
備 品 費	備品（2 万円以上の物品）の購入については原則対象外とするが、事務機器など汎用性の高いもの以外で、事業の実施において必要性が高く、市長が必要かつ適切と認めるものについては対象とする。
そ の 他	その他事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費（補助対象経費となるかどうかは、個別に経費の内容を審査する。）

6 対象経費とならないもの

- (1) 人件費（事務職員等の雇用経費等）
- (2) 飲食代（講師等に対する提供は除く。）
- (3) 寄贈するための備品の購入（購入した器具等を他の団体等へ寄贈）
- (4) 各種大会の賞品・景品（優勝、2 位、3 位等 ただし、イベントの出演者や作品展の出品者等に対する参加記念品は可）
- (5) 他の団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）
- (6) 事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出（事業の企画・立案・実施までのす

べてを委託)

(7) 上記のほか、補助事業の目的と異なる内容の支出

7 収入科目について

収入については、次の科目を参照して分類してください。

市補助金	市民活動スタートアップ事業補助金 始業期支援コース
事業収入	参加費、売払収入等
団体負担金	主催団体の負担金、寄附金、協賛金等

8 補助金の交付基準

補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。(審査基準の詳細については、福山市協働のまちづくり事業審査会において決定します。)

交付基準	審査におけるポイント
① 協働のまちづくりの推進に資する事業であること。	協働のまちづくりの理念に基づいた事業で、市や地域の課題解決が期待される提案である。また社会状況や市民ニーズに応じた事業である。
② 公益性の高い事業であること。	公共性が高く、広く市民に活動成果が還元される事業である。
③ 事業計画等に客観性及び現実性があること。	市民や関係機関の理解が得られる内容となっており、予算見積りも適正に行われている。
④ 事業の実施方法に社会的相当性があり、効果が期待できること。	団体会員だけでなく、より多くの市民の参加・参画が期待できる事業の実施方法で、具体的な効果・成果が期待できる事業である。
⑤ 市民活動としての特性が活かされていること。	事業内容が団体の設立目的に合致し、団体の発想や特色が事業に生かされている。
⑥ 次年度以降、継続して活動できる可能性が期待できること。	団体において、自主的な人材・財源等の確保が図られ、自立的な活動の継続・発展が期待できる。

申請から補助金交付決定まで

1 交付申請書の提出

申請団体は次の書類に必要事項を記入し、まちづくり推進課に提出してください。

【提出していただく書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書兼補助金交付申請理由書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 「福山市まちづくりサポートセンター登録情報」の写し

※非公開情報がある場合は、まちづくりサポートセンターのスタッフにお問合せください。

- (5) 資金計画書（様式4）※前金払いを必要とする場合のみ

原則、補助金は事業の活動終了後「事業報告書（様式5）」に基づき交付しますが、「資金計画書（様式4）」により、前金払いが必要であると認められた場合は、交付決定後に補助金を交付します。

- (6) 団体の活動内容や事業イメージがわかる資料（任意様式）

※提出していただく書類は、福山市ホームページからダウンロードできます。

※申請内容及び活動内容について、福山市まちづくりサポートセンターの登録情報等を確認させていただきます。

【申請書の記入方法】

- (1) 申請書は所定の様式に記入してください。可能な限り、手書きではなく、パソコン等による電子データとして入力してください。
- (2) 各記載事項の欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

【申請期間】

2026年（令和8年）4月6日（月）～5月8日（金）**【必着】**
8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

【提出方法】

申請書類等は、郵送・Eメールまたは持参で、**まちづくり推進課**に提出してください。

※書類の提出に必要な費用は申請団体の負担とし、提出された書類は返還しません。

【提出・問合せ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

電話：(084) 928-1051

FAX：(084) 928-1229

E-mail：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

2 事業概要の聞き取り

申請された書類に基づき、事業概要の聞き取りを行います。

詳しくは、申請書類の受付後、まちづくり推進課から連絡します。

3 申請内容の審査

福山市協働のまちづくり事業審査会（市民、有識者等で構成）において面接審査を行います。

【面接審査の内容】

2026年（令和8年）6月21日（日）を予定

5分間のプレゼンテーション（口頭で事業概要等を説明）と、8分間の質疑応答を実施

※開催日時、場所等については別途通知します。

※なお、ご出席いただけない場合には、審査の対象となりません。

4 補助金交付団体の決定

（1）審査結果の通知

審査結果は、事業審査会終了後2週間以内に、全ての申請団体に郵送で通知します。

（2）交付決定の通知

交付決定通知は、交付決定後、速やかに行います。

交付決定した団体の事業は、「事業名」「団体名」「事業概要」について、広報紙やホームページ等で公表します。また、報道機関や行政機関に情報提供をする場合があります。

事業実施から事業報告まで

1 事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から2027年（令和9年）2月28日まで

2 補助金の交付時期（前金払いの場合を除く）

「事業報告書（様式5）」の提出後、内容等について確認し、補助金を交付します。

3 支払相手方登録

補助金の交付にあたっては、支払相手方登録が必要です。未登録の場合には、「支払相手方登録依頼書」を提出してください。また、次の項目に該当する場合には、変更届が必要となります。

- (1) 団体名や代表者の変更があった場合
- (2) 振込口座の変更があった場合

4 請求書（補助金の前金払いを必要とする場合）

補助金交付決定後、代表者あてに「請求書」を送付しますので、内容や金額を確認した後、提出してください。

5 事業計画等の変更

補助金交付決定後において、事業内容等を変更するときは、事前に事業計画変更承認申請書（様式8）に必要書類を添えて提出し、承認を受けてください。

6 補助金交付決定の取消と返還

次の内容に該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めることとします。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は市長において補助事業の遂行の見込みがないと認めたとき。
- (4) 交付した補助金に、著しく過大な剰余金が生じたとき。
- (5) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。
- (6) 対象となる団体の要件がなくなったとき。

7 事業の実施状況調査

必要に応じて、事業実施場所または団体事務所等で事業の実施状況を確認させていただくことがあります。

8 事業の報告・公表

- (1) 事業完了後、1か月以内に次の書類を提出していただきます。
 - ア 事業報告書（様式5）

イ 収支決算書（様式6）

※領収書貼付（事業の対象となるもの）

原則として、宛名の記載がある領収書を提出してください。

やむを得ず領収書の発行を受けることができない場合は、レシートでも構いません。

レシート等に宛名の記載が無い場合は必ず余白に団体名を記入してください。

ウ 事業内容報告書（様式7）

エ 活動の状況がわかる資料（任意様式）※写真等

(2) 市ホームページ等で公表する事業成果報告書のため、原稿及び写真等の資料を提出していただきます。

9 個人情報等の取扱いについて

申請書類及び添付された資料に記載している事項は、福山市協働のまちづくり事業審査会において、申請内容の審査に利用します。また、補助金交付が決定した場合には、代表者連絡先等の情報を行政機関ならびに報道機関に提供することを同意のうえ申請してください。

10 広報活動について

補助金の交付決定を受けた事業の実施に際しては、福山市協働のまちづくり基金を活用した事業であることがわかるようにしてください。（報道機関の取材やチラシの作成など）

○チラシ等に掲載する文例

「この事業は、福山市協働のまちづくり基金を活用して実施しています」



福山市市民活動スタートアップ事業補助金 始業期支援コース
補助金交付スケジュール

<p>2026年 4月1日</p>	<p>●募集公表（ホームページ掲載・要項設置）</p>
<p>4月6日</p>	<p>●申請受付開始</p>
<p>5月8日</p>	<p>●申請締切</p>
<p>6月21日（予定）</p> <p>事業審査会 終了後2週間以内</p>	<p>●福山市協働のまちづくり事業審査会 審査（面接審査）</p> <p>●補助金交付対象団体の決定、審査結果の通知</p>
<p>2027年 2月</p>	<p>●事業完了</p> <p>●事業報告 事業報告書・収支決算書・事業内容報告書、領収書、記録 写真等の提出</p> <p>●補助金の交付 ※前金払いが必要であると認められた場合は、交付決定後 に補助金を交付します。</p>

申請書受付期間

事業概要の聞き取り

事業実施期間

●補助金交付対象団体に交付金事務・
事業実施の説明

事業実施状況の現地確認を
することがあります。

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電 話 084-928-1051

FAX 084-928-1229

E-mail: machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp
